

ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決について

【1. 訴訟の概要】

(1) 原告：過去に不知火海沿岸等に居住した128人

(2) 被告：国、熊本県、チッソ株式会社

(3) 係属裁判所：大阪地方裁判所

(4) 概要：

① 平成26年（2014年）9月29日に提訴（以降第12陣まで追加提訴あり）

② 原告が被告に対して、チッソ水俣工場から排出されたメチル水銀によって汚染された魚介類を摂取し、これによって感覚障害等の健康被害を受けたとして国家賠償法等に基づく損害賠償を請求するもの

（損害賠償金1人450万円。総額約8億円）

③ 主な争点 各原告の水俣病罹患の有無及び除斥期間の適用

⇒ 原告は、公健法上の水俣病認定に用いられる「総合的検討」に対し、独自の病像論と診断基準を主張

【2. 判決の内容】

(1) 判決日：令和5年（2023年）9月27日（水）

(2) 判決の概要：

原告ら128人全員について、水俣病に罹患していると認定し、1人につき損害賠償金275万円及び遅延損害金の支払請求を認める。

（総額約3億5,000万円＋遅延損害金）

→うち122人について、被告ら（国、県及びチツソ）の連帯支払義務を認める。

(3) 判決理由の概要：

- ① メチル水銀ばく露と、四肢末梢優位の感覚障害及び全身性感覚障害との間に、疫学的因果関係が認められる。
- ② ばく露終了から長期間経過後に発症する遅発性水俣病の存在が認められる。
- ③ 特措法の対象地域外であっても、不知火海で獲れた魚介類を継続的に多食したと認められる場合には、ばく露が認められる。
- ④ アセトアルデヒド製造停止（昭和43年）後も、昭和49年1月までに、水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者については、ばく露が認められる。
- ⑤ 除斥期間の起算点は、共通診断書検診（原告らが実施）に基づいて水俣病と診断された時であり、原告らについて除斥期間は経過していない。

【3. 判決対応について】

判決内容を精査の上、国（環境省・法務省）と対応を協議中